

仙台市LINE公式アカウント
情報配信システム構築・運用業務委託
事業者募集要項

1. 目的

本要項は、仙台市LINE公式アカウント情報配信システム構築・運用業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「仙台市LINE公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(3) 予定価格(上限額)

1,507,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 担当課

仙台市総務局広報課ウェブ広報係

住所：〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

電話：022-214-1143 / FAX：022-211-1921

電子メール：som001020@city.sendai.jp

3. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項による指名の停止を受けていないこと。
- (4) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること(仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税を滞納していないこと)。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、もしくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手

続き開始の申立中又は再生手続き中でないこと。

- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (7) LINE 株式会社の認定パートナーのうち「LINE Technology Partner」に認定されていること。共同事業体での応募の場合は、少なくとも 1 社が認定されていること。
- (8) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること
 - (ア) 全ての構成員が、上記 (1)から(6)までに掲げる条件を満たしていること。
 - (イ) 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
 - (ウ) 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - (エ) 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - (オ) 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - (カ) 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。

4. 契約までのスケジュール(予定)

- (1) 募集開始 (公告) : 令和 4 年 8 月 10 日 (水)
- (2) 質問受付期限 : 令和 4 年 8 月 25 日 (木) 16 時必着
- (3) 質問に対する回答 : 令和 4 年 8 月 31 日 (水)
- (4) 参加表明・応募書類提出期限 : 令和 4 年 9 月 12 日 (月) 16 時必着
- (5) 審査会 (プレゼンテーション) : 令和 4 年 9 月 27 日 (火) 午前
- (6) 受託候補者特定結果通知 : 令和 4 年 9 月末
- (7) 受託候補者との仕様調整 : 令和 4 年 10 月上旬まで
- (8) 委託契約の締結 : 令和 4 年 10 月中
- (9) システム利用開始予定日 (テスト開始日) : 令和 4 年 12 月 9 日 (金)
- (10) 新機能リリース予定日 : 令和 5 年 1 月 10 日 (火)
- (11) 業務完了 : 令和 5 年 3 月 31 日 (金)

※各実施日は、事務の都合により変更する場合あり

5. 現場説明会

企画提案書など応募書類の作成等について、説明会は開催しない。

6. 質問受付及び回答

(1) 質問受付

- (ア) 受付期限 : 令和4年8月25日(木)16時まで
- (イ) 提出先 : 本要項2(4)担当課宛て
- (ウ) 提出方法 : 「(様式1)質問票」に、質問事項を記入の上、電子メール(som001020@city.sendai.jp)で提出すること
- (エ) 記載事項 : 事業者名、担当者所属・氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)、質問内容
- (オ) 留意点
 - ・ 電子メールで送信後、電話により受信の確認を行うこと。
 - ・ 電子メール以外での質問は受け付けない。
 - ・ 電子メールのタイトルは「仙台市LINE公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。
 - ・ 質問書の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせをする場合がある。

(2) 回答

- (ア) 回答日 : 令和4年8月31日(水)
- (イ) 回答方法 : 本市ホームページに回答を掲載する。
- (ウ) 留意点
 - ・ 仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
 - ・ 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
 - ・ 質問者の名称等については公表しない。

7. 本プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

(1) 参加表明書、企画提案書、見積価格提案書等の提出

- (ア) 提出期限 : 令和4年9月12日(月)16時(必着)
- (イ) 提出先 : 本要項2(4)担当課宛て
- (ウ) 提出方法 : 郵送・宅配
 - ・ 郵送・宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。
- (エ) 提出書類

<参加表明に係る書類等>

- ・ 会社の概要が分かる資料(パンフレット等) : 1部
- ・ 様式2「参加表明書」 : 1部

- ・ 様式 3「共同事業体結成に係る届出書」(共同事業体の場合のみ)：1部
 - ・ 様式 4「暴力団排除に係る誓約書」：1部
 - ・ 市税の滞納がないことの証明書：1部
 - ※ 本市区役所税務会計課又は総合支所税務住民課において、参加表明書の提出日以前 30 日以内に「市税の滞納がないことの証明書」の交付（1通 300 円の手数料が必要）を受け、写し 1 部を提出すること。
 - ※ 仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税の滞納がないことを証明する書類の写し 1 部を提出すること。
 - ・ 消費税及び地方消費税に関する証明書
(納税証明書又は未納税のない証明書、写し可)：1部
 - ・ 履歴事項全部証明書(写し可)：1部
- <企画提案書、見積価格提案書に係る書類等>
- ・ 企画提案書：正本 1 部、副本 6 部
 - ・ 見積価格提案書：正本 1 部、副本 6 部

(2) 作成方法

<企画提案書>

(ア) 提出様式

様式は任意とするが、規格は A 4 判、原則両面印刷長辺綴じで作成すること。

(イ) 記載内容

仕様書を熟読の上、下記の項目について図や画面イメージなどを用いてわかりやすく簡潔に記載すること。

① 画面のデザイン

- ・ リッチメニューのデザイン案
- ・ 利用者側の操作画面

② 機能(利用者・管理者)の概要や特徴

- ・ セグメント配信機能の概要や特徴
- ・ メール連携機能の概要や特徴
- ・ 管理者側の画面や操作方法
 - ※特に個人を識別する情報(ニックネームなど)の管理方法
- ・ 分析データの確認方法
- ・ 管理者側の事務負担を軽減する工夫・特徴

③ セキュリティ・実施体制

- ・ 情報漏洩を防止するためのセキュリティ対策やサーバの保管等
- ・ 障害発生時の対応
- ・ 本業務の実施体制(人員体制図等を記載すること)
 - ※ 総括管理責任者及び主担当予定者を置いてください。

※ 構築に対する相談やフォロー体制、運用後のトラブル等に対するサポート体制についても明記してください。

※ 再委託して実施する業務がある場合は、その予定業務と再委託先（予定）が分かるようにしてください。

・ 各担当者とその役割、各担当の適性や経歴、能力等

※ 副本の担当者氏名は空白としてください。

※ 専用電話窓口での対応体制や担当職員のスキル等も記入してください。

※ 仙台市の「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づく個人情報の保護及び情報セキュリティに関する研修を受講済みである場合は、その旨も記載してください。

（ 仙台市個人情報セキュリティ研修の日程は下記ページ参照

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/kenshu.html> ）

④ 業務のスケジュール

⑤ 追加提案

本市が定めた仕様以外に、友だち登録者増加、友だちブロック防止、利用者・管理者の利便性向上、管理者の事務負担軽減、効果的な情報配信方法などに関する提案（アイデア・ノウハウなど）がある場合は記載すること。
また、提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、または別途費用が必要となるかを明示すること。

(ウ) 留意事項

- ・ 他の公共団体における LINE 公式アカウントのシステム構築・運用受託実績がある場合は記入すること。
- ・ 正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ・ 企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ・ 本市は提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ・ 企画提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ・ 仕様書等の全面的な引用又は「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- ・ 他の提案者が提案すると想定する方式等との比較を具体的に記述するなど、

本市が的確に評価できるように工夫すること。

- ・ 実現方法や対応策等について、複数の内容を提案する場合は、本業務においてすべての提案を実施するのか又は選択して実施するのかを明記すること。なお、選択して実施する場合は、そのメリットやデメリット、制限事項等、本市がいずれかの方法等を選択する際の判断要素について、関連する他の提案内容と齟齬のないよう留意のうえ記述すること。
- ・ 企画提案書の記述において、複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証したものとみなすものとする。

<見積価格提案書>

(ア) 提出様式：様式は任意とする。

(イ) 留意事項

- ・ システム構築費用（導入初年度に発生するイニシャルコスト）と、運用・保守費用（ランニングコスト）を分けて記載すること。
- ・ 本業務により構築したシステムは、次年度以降においても運用を継続することを想定しているため、自社が受託した場合の次年度の概算費用（経費内訳含む）、及び運用・保守業務実施に係る工夫があれば記載すること。
- ・ なお、履行期間終了後から一定期間経過後に使用を再開する場合は、本業務で構築した機能を使用することとし、追加の導入費用等は原則として発生しないものとする。
- ・ 正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ・ 提案した内容で業務を行う前提で見積もること（消費税及び地方消費税を含む）。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、以下により速やかに書類を提出すること。

(ア) 提出先：本要項2(4)担当課宛て

(イ) 提出書類：様式5「辞退届」

(ウ) 提出方法：郵送・宅配

- ・ 郵送・宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

8. 特定方法

(1) 審査方法

受託候補者の特定にあたり、本市において審査委員会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査により、別紙「評価基準表」に基づき評価する。なお、

プレゼンテーションは以下を予定しているが、詳細については企画提案書を提出した事業者に対して別途通知する。

(ア) 実施日時 : 令和4年9月27日(火) 午前(予定)

(イ) 参加方法 : 本市が準備するオンライン会議システム (Webex Meetings)

※新型コロナウイルス拡大防止のため、オンライン実施を予定

(ウ) 注意事項 :

※ プレゼンテーションの時間は1者あたり20分以内、質疑応答(ヒアリング)10分程度とする。使用する説明資料は、事前に提出された企画提案書及び見積価格提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできない。企画提案書にデモ画面イメージ等を掲載していれば、デモ画面を実際に操作した説明も可能とする。

※ 応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知する。

※ プレゼンテーション出席者は1者あたり3名まで。受託後の主担当予定者(連絡窓口担当者)も参加することとする。

(2) 審査基準

審査委員の合計得点が最も高く、かつ、審査委員の持ち点(100点)の合計の6割以上を満たす提案をした者を本業務の受託候補者として特定する。

同一点数により1者を特定できない場合には、審査委員会において協議の上、受託候補者を特定する。

(3) 審査の除外

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- ・ 提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項等に適合しない場合
- ・ 見積金額(税込)が予定価格を上回っている場合
- ・ 提出期限を過ぎて提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 本要項3に示す参加資格要件を満たしていない場合

(4) 結果通知

- ・ 9月末に、すべての提案者に審査の結果を郵送により通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。

- ・ 特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を含む）に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ・ 本市が非特定理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、特定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

9. 契約締結

(1) 受託候補者との協議等

- ・ 本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- ・ 提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
- ・ 受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

(2) 情報セキュリティに係る現地調査の実施及び研修

- ・ 受託候補者は、契約締結までの間に「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により定められた「個人情報の適切な取扱いの確保に関する調査票」を本市に提出し、現地調査を受けること（調査の具体的な日時は別途本市と協議のうえ決定する）。
- ・ 現地調査の結果、本市の個人情報保護規定の基準を満たし、その対策が適切に確保されていることを本市外部委託審査会にて承認された場合、本業務の受託候補者として正式に決定する。なお、I S M S 適合性評価制度の認証を取得している事業の範囲において本業務を実施する場合は、現地調査を免除することがある。
- ・ 個人情報を取扱う業務を再委託しようとする場合は、受託候補者に対する調査に準じた現地調査及び本市外部委託審査会の審査を受けること。
- ・ 受託候補者の個人情報保護責任者（※）に就任する予定の者は、個人情報を取扱う業務を開始するまでに、ガイドラインにより定められた「仙台市個人情報セキュリティ研修」を受講すること。なお、受講に係る費用は受託候補者の負担とし、費用見積書に含めないこと。

※ 本業務の個人情報の保護について責任を負う者で、作業場所、作業人員、作業の方法などを随時確認し、個人情報システム的・人的に漏えい、滅失等

がないよう監督する者とする。

(3) 契約保証金契約保証金

仙台市契約規則第 20 条第 9 号により、仙台市財政局長が別に定める額以上とする。

(下記参照)

【計算式】(契約金額(上限額)) × (1 × (1/10) ÷ (履行期間の月数を 12 で除して得た数) で除して得た数)

- ・履行期間のうち、1月に満たない日数は切り捨てる。
- ・履行期間の月数を 12 で除して得た数に小数点以下の端数がある場合、小数点第 2 位以下を切り捨てる。

【例】履行期間が 67 カ月と 5 日の場合、契約保証金の額は「契約金額の 55 分の 1 以上」となる。

計算式：(契約金額(上限額)) × (1) × (1/10) ÷ 5.5) = (契約金額(上限額)) × (1) × (1/55))

10. 留意事項

- (1) 提出に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台条例第 80 号）の対象文書となる。
- (3) 本市は提出された資料について、本業務の受託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出期日以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。
- (5) 本業務の受託者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ最大限有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (6) 本業務に実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法その他の関係法令を遵守すること。